慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	銀価騰貴時代の印度通貨問題
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.1 (1921. 1) ,p.1- 26
JaLC DOI	10.14991/001.19210101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マルクス全集

高畠素之飜譯

◇用紙特漉白菱◇天金背革高雅裝幀◇
◇定價六圓九十錢◇書留送料二十七錢◇

資本論 第一卷 第二冊

十二月十日發賣

本邦社會主義の巨擘高畠素之氏の忠實綿密雄勁卓拔なる飜譯に係る『資本論』第一卷第二冊今や成る。本冊はマルクス經濟學上先人未發の新天地を開拓せりと稱せらるる分業及機械の原理を含み優に獨立の一書たる體系を備ふ。第一冊賣切れの前例あり即刻御申込あれ！

◀第一卷第二冊要目▶

◇相對的餘剩價値の生産◇協業及資本制生産の出發點◇社會的平均勞働・生産機關の節約・協業的勞働の社會的生産力◇分業及マニュファクチューア・部分勞働者及び其道具・マニュファクチューアの二個の基礎形態・マニュファクチューア内に於ける分業と社會内に於ける分業◇機械及大工業・機械の發達・生産物への機械の價値移轉・勞働に對する機械的經營の第一次的影響・工場勞働者と機械との抗爭・機械に驅逐せられたる勞働者に關する報償說・機械的經營の發達に伴ふ勞働者の反撥及び牽引・木綿工業の恐慌・大工業に基くマニュファクチューア、手工業及び家内勞働の革命・工場法・英吉利に於る其普及◇大工業と農業◇絶對的並に相對的餘剩價値の生産◇勞働力の價値と餘剩價値との大小の變化◇勞銀◇勞働力の價値（又は價格）の勞銀化◇時間勞銀◇請賃勞銀◇勞銀の國民的差異

◇資本論 第一卷 第一冊◇第六版發賣◇定價六圓九十錢◇送料二十七錢◇

◇資本論 第一卷 第三冊◇一月中旬發賣◇

東京・京橋桶町 大阪・三休橋南 電話 京橋一一三 南四三一一 一八〇五

株式會社 六鐙閣發行

【振替】東京三三六一八番 大阪二七一五五番

三田學會雜誌 第十五卷 第一號

論說

銀價騰貴時代の印度通貨問題

堀江歸一

歐洲戰前の狀況

千八百九十三年の造幣局閉鎖以來印度の貨幣制度は漸次發展し、歐洲戰爭の始まる當時に於ては、一方に印度證券の働きがあり、他の一方に金貨本位準備金や、其他の準備金の助けがあつて、金爲替本位制の運用は殆ど完璧に達したものと認められた。是等の事實や、將來印度の貨幣制度が如何なる方嚮に向つて、改良されて行くかと云ふ問題に對しては、私は本誌第十卷第二號に「印度の貨幣並に金融制度

に關する研究」と題する一文を掲げて、論述する所あつた。然るに歐洲戰爭は世界の銀塊相場に異常の騰貴を惹起した爲めに、印度の金爲替本位制に脅威を加へることゝ爲つた。斯くて印度通貨制度に關する委員會は千九百十九年五月を以つて、組織され、翌二十年浩瀚なる報告書の發表に接した。私は專ら此報告書に於ける記事や、諸家の論爭に基ひて、銀價騰貴時代に於ける印度通貨制度の實際を研究して、曩に發表した論文を補ひたいと考へるのである。固より歐洲戰爭の以前であつても、銀塊相場は一時に比較すれば、餘程騰貴し來つたのであつて、一と三二内外の法定比價を以つて、金爲替本位制を實行した海峽殖民地や、弗拉賓などは、此制度を維持するに困難を訴へたが、印度は法定比價を一と二十二に置ひてある爲めに、貨幣流通上に何等の支障を蒙らなかつた。否印度以外の諸國で、金爲替本位制の運用に支障を生じたのは、金銀市價に接近した法定比價を以つて、此制度を實施するの如何に危險であるかを證明する材料と爲ると共に、偶然の結果とは云ひながら、印度のやうに、市價に對して、遙に銀貨に高い金貨價値を與へて置く金爲替本位制は運用上に於て極めて安全であると考へられた。蓋し印度現行貨幣制度の基礎とする所は、左の五個條に外ならぬ。

第一、鑄造の爲めに、銀地金を輸納する公衆の權利は存在せず、新銀貨の分量は政府に於て支配すること、

第二、「ルーピー」銀貨は之を無制限法貨とすること、

第三、印度手形の最大賣却者たる印度事務省は金額に制限を設けず、一「ルーピー」に付き一志四片八分の一を最高價格として、印度宛爲替手形を賣却し、一方に其價格を一志三片三十二分の二十九以下に低落せしめざる慣例を遵守すること、

第四、英國の「ソヴエレイン」並に半「ソヴエレイン」金貨は各々十五「ルーピー」並に七「ルーピー」半の價格即ち一「ルーピー」に付き一志四片の價格に據つて、法貨に供せらる可く、政府は同一の率を以つて、「ソヴエレイン」並に半「ソヴエレイン」金貨と引換に「ルーピー」貨を發行すること、

第五、第三項に擧げた印度事務省の賣却する手形、普通にカウンシル、ドラフトとして知られて居る手形に對しては、確實な需要がある。之を需要するものは專ら爲替銀行であつて、畢竟印度の輸出が輸入に超過する場合に、之を決濟する必

要から、生ずるものであつて、是等の手形は印度に送付されて、内地市場に通貨を供給する方便と爲る。

從來組織された幾多の印度幣制調査委員會に於ては、銀價の引續き下落する場合に、如何にして確實なる金爲替を維持するを得るかと云ふことが問題であつて、此問題は多年の實驗で、可能のものと解決された。唯銀の價値が「ルーピー」貨の實價以上に騰貴した場合には、幣制の基礎は直に崩壞するが、斯る事實は發生せざるものと解されて居り、兎に角印度幣制は以上の原則に基ひて運用されて、大過なきを得た。即ち「ソヴエレイン」半「ソヴエレイン」金貨並に「ルーピー」銀貨が無制限法貨であり、而して「ルーピー」銀貨は右に示した多少の異動はあるとしても、大體「ソヴエレイン」金貨の或る部分に對して、同價を保つ以上は、又印度事務省と印度政廳とが金と「ルーピー」とを引換へて、此同價を保たせる以上は、印度の金爲替本位制は立派に維持されるのであつて、人に依ては之を金貨本位制とも稱したのである。而して開戰前に於ける通貨流通の狀態を見ると、通貨の種類は英國金貨、「ルーピー」銀貨、補助銀貨、白銅貨、青銅貨、政府紙幣等であつた。是等の内「ソヴエレイン」並に半「ソヴエレイン」金貨は十五「ルーピー」半なりの割合を以て、其れ〳〵無制限法貨に充てられ、政府は右の割合で、公衆に向つて、金貨と引換に「ルーピー」銀貨を發行する一方に、同銀貨も無制限法貨として、專ら市場に流通し、政府紙幣は五「ルーピー」以上の額面で發行され、通貨局に提示すれば、正貨に兌換される規定であつたのである。從來印度に於て幾何の金貨が流通して居つたかと云ふことに就て、正確に之を知るを得ないが、近年印度の吸收した金貨の高は極めて大なるものであつた。即ち

一九〇九―一〇年	二、八七三千磅
一九一〇―一一	一、四三三
一九一一―一二	八、八八七
一九一二―一三	一一、一〇〇
一九一三―一四	一二、〇七〇

と云ふ數量であり、一方に以上の年間印度の貿易も頗る順調であつて、右五年間に於ける輸出超過額を見ると、

一九〇九——一〇年　四七、二一三千磅
一九一〇——一一　五三、六八五、三
一九一一——一二　五九、五一二、九
一九一二——一三　五七、〇二〇、九
一九一三——一四　四三、七五三、九

に上つた。斯く連年繼續して、莫大なる金額に於て、有利なる貿易差額を得て居れば こそ、印度は其一部分を金銀で輸入し、他の一部に對しては倫敦で印度手形を發行することが出來るのであつて、千九百九年から千九百十四年に至る期間に於て、三者の數量を對照すると左の如く爲る。

	金銀の入超高	印度手形賣却高
		（千磅）
輸出超過		
二六、一一八、六千磅	一二〇、二四二千磅	一三八、二〇二、三

金銀の入超高と印度手形賣却高とを合せたものが、輸出超過額と略ぼ同額に爲つて居ることは、卽ち上述した如く、輸出超過の一部を金銀で回收し、他の一部に對しては印度手形を賣却し、其收入を金貨拂債務の決濟に充てることを示すもので あつて、要するに印度の幣制は此有利な貿易差額があつて、始めて運用されるのである。而して印度事務省が印度證券を賣却する場合には、曾に事務省の必要とする所に依つて、其高を定めるばかりでなく、印度に對する送金上の需要をも參酌する。手形の相場は手形に對する需要の如何に依つて、時々高低するが、「ルーピー」に付き一志四片八分の一の相場で、手形の無限に賣却される以上は、相場は此程度を超へて騰貴しないと同時に、事務省は年來の慣例として、一志三片三十二分の二十九以下の相場でも、手形を賣らない、故に貿易の方嚮に一時的變動が起つて、「ルーピー」の爲替價値が右の程度以下に下落する傾向を生じ、而して此傾向が印度手形の賣却を一時中止することに依つて、對抗されなかつた場合には、印度で倫敦宛手形を「ルーピー」に付き一志三片三十二分の二十九の相場で賣却するのであつて、之を逆爲替（Reverse Councils）と呼び、此方法で「ルーピー」の爲替價値の續ひて下落することを防ぐに至るのである。

今一つ印度貨幣制度の運用に重大な利害關係を有するのは、銀塊相場である。假に倫敦の銀塊相場が一オンスに付き四十三片であるとすれば「ルーピー」の地金

價値は一志四片に相當する。隨つて千八百九十三年から、千九百十六年に至る間のやうに、銀塊相場が四十三片以下であつたならば、印度の幣制は銀價の變動に依つて、何等不利の影響を蒙らない。即ち印度事務省は一方に一志四片に近い價格で印度手形を賣却し、之を「ルーピー」で支拂う間に、少しも損失を蒙ることはなく、寧ろ若干の利益を收めるからである。

歐洲戰爭の影響

然らば歐洲戰爭の勃發、戰爭と共に生じた世界の經濟的動搖は上記の如き原則なり、狀態なりで調節されて居つた印度の貨幣制度に如何なる影響を及ぼしたであらうか。最初は爲替相場が下落し出して、千九百十四年八月六日から翌年一月二十八日まで、八百七十萬七千磅の逆爲替を賣却することゝ爲つたり、貯蓄銀行が預金の取付を蒙つたり、紙幣兌換の要求が起つたり、種々の不利な事相の生ずることを免かれなかつたが、是等は寧ろ一時の現象であつて、戰時經濟上の變動は大體に於て印度に有利な方嚮に動くものゝやうに思はれた。即ち印度幣制の運用される基礎として、輸出超過の如何に重要であるかと云ふことは、曩に說明した通りであるが、歐洲開戰後に於ても、輸出超過の勢は依然として渝らない、否千九百十六年以後に於ては、歐洲の工業國が製造品の輸出を制限したり、獨墺兩國の輸出が杜絶したりした一方に印度の原料品や、食料品に對する聯合諸國の需要が著しく增加した爲めに、開戰後貿易差額の印度に有利に爲つたことは、左の如くである。

	輸出超過
	千磅
一九一四——一五年	二九、一〇八、五
一九一五——一六年	四四、〇二六、六
一九一六——一七年	六〇、八四三、二
一九一七——一八年	六一、四二〇
一九一八——一九年	五六、五四〇

斯の如く貿易差額が印度に有利である場合に、之れに對する支拂は如何にして、決濟されるかと云へば、一部分は金銀の形態で、印度に輸入されるのであつて、現に千九百九年から同十四年に至る間に於ては輸出超過の約半額は金銀で回收された。然るに開戰後五年間の出超は前記の如く二億五千百九十三萬磅であるのに、

之に對する金銀の入超は三千五百九十八萬四千磅に過ぎなかつた、而して此內の二千六百二萬二千磅は金であり、九百九十六萬二千磅は銀であつた。何故に貿易差額は斯の如く印度に有利であつたに拘はらず、之に對して輸入され可き金銀の高が特に少なかつたかと云へば、是れには種々の原因があるが、其重なるものは、即ち戰爭の爲めに、諸國の金吸收策に一變を來したことにある。元來倫敦の自由金市場は從來印度が金を吸收する重なる所であつたが、開戰以來倫敦は市場に於て、金の自由に取引されることを禁止した、一方に交戰諸國政府も戰爭の爲めに、金を國內に蓄積することを必要と考へ、金の輸出に制限を加へたのである。隨つて印度は金を吸收するに就て、其分量に制限を蒙らざるを得ざるに至つた。斯る金の缺乏は自然印度をして銀を需要するに至らしめたのであるが、戰爭の續く間印度が銀を得るに就て、甚だしき困難を生じた。即ち其第一の原因は銀の供給不足であつて、現に千九百十年から十三年に至る四年間と千九百十四年から十七年に至る四年間との世界に於ける銀產額を比較すると、平均年額に於て、二億三千一百六十七萬六千オンスから、一億七千八百七萬五千オンスに減少して居る。從來世界に向つて、最も多量の銀を供給した墨西哥の產額が平準以下に減少した結果として已むを得ざることに屬するのであつた。假に世界に於ける銀に對する需要が以前と同樣であつたとした所で、斯く生產額が減少しては、其價格に騰貴を來すであらうし、又印度に對する供給に支障を及ぼす譯であるのに、當時世界に於ては、鑄造上に特に多額の銀を必要とした。加ふるに當時支那や印度でも多額の銀を需要したのである。斯る事情が銀價に影響を及ぼすのは、當然の數であつて、千九百十五年倫敦に於ける銀塊の最高價格は二十七片四分の一であつたのに、千九百十六年四月には三十五片八分の一と爲り、同十二月には三十七片と爲つた。而して此勢は千九百十七年に至つても、尙ほ繼續して、同年の上半季に於て四十三片を超へた。斯う爲れば「ルーピー」銀貨の爲替價値である一志四片は正に同貨の實價に達したのであつて、之より以上に銀價の騰貴が起つたならば、爲替相場の改正は已むを得ざることゝ考へられた。

之に對する諸政策

歐洲開戰以來印度證券の賣却に對しては、屢々干涉が試みられた。即ち千九百

十六年十一月頃から、證券の賣却高が著しく增加し、同年十二月の前半に於ては、五百萬磅の多きに上つた。是等の證券は印度に於て「ルーピー」銀貨を取付ける次第であるから、印度政府の所有する紙幣準備金中「ルーピー」銀貨の高は一時一億四千萬「ルーピー」に減ずるに至つた。固より政府は銀貨を鑄造するし、又銀地金を購入するけれども、上記の勢を以つて、印度證券の賣却を繼續して、行つたならば、結局紙幣兌換の安全を脅かさゞるを得ない。此危險を避ける爲め、千九百十六年十二月二十日以來印度證券の賣却高は一週千二百萬「ルーピー」から三百萬「ルーピー」の間に於て、印度政府の「ルーピー」銀貨所在高に徴して、制限されることゝ爲つた。然しながら印度に對する送金の需要の格別に强い場合に、印度證券の賣却高を制限し、一方に之に代る可き送金の方便を設けなければ、爲替相場と從來證券の賣却されて居つた相場との間に、大なる鞘開きを生ずることは勢の已むを得ざる所であつた。然も此事たる、印度の貿易をして日々著しく爲替相場の變動することから、生ずる不利益を蒙らしめる所以であると認めなければならぬ。而して現時の狀況に於て、送金の方便が印度輸出貿易の全額を決濟するに、不充分であることが明瞭であり、同時に一方に於て軍事上の目的を有する印度の輸出は何としても之を頓挫させてはならないとすれば、此間に何とか人爲的手段を施さなければならない譯である。斯くて千九百十七年一月三日以來印度證券は先づ電信爲替一志四片四分の一の率で、爲替銀行や、大規模の商會のやうな平生多額の證券を買入れる者に向つて、賣却された。斯く證券を買入れることの出來る商會は特に Approved List の下に、其名稱を登錄することゝした。

右に述べた如く銀價騰貴の結果として「ルーピー」銀貨の地金價格が一志四片を超過するに至つたならば、千九百十七年一月に定められた上記の相場で、印度證券を賣出すことは、徒に印度政府に損失を加へる所以と爲り、又同時に「ルーピー」銀貨をして鎔解され、又は輸出される爲めに、市場に影を沒せしめるに至らざるを得ない。是等の關係から、爲替相場を相次ひで變更することが必要と爲り、先づ千九百十七年八月二十七日電信爲換相場を一志四片四分の一から、一志五片に引上げたのを第一着手として、左の如き引上が行はれたのである。

時　日	電信爲替相場

一九一七年一月	三	日
一九一七年八月二十七日		一志 四片 ¾
一九一八年四月十二日		一 五
一九一九年五月十三日		一 六
同　年八月十二日		一 八
同　年九月十五日		一一〇
同　年十一月二十二日		二
同　年十二月十二日		二 二
		二 四

即ち印度政府は千九百十七年八月上記の改正を行うと共に、今後印度證券を賣却する相場は大體上銀地金の購入される價格に據る旨を發表したが、其後の爲替相場は要するに此標準に據つたのである。現に千九百十八年四月合衆國政府と約定を結び、同國が準備金として所有して居る銀弗貨を一オンス純量に付き百一仙二分の一で購入することゝ爲つた爲めに、直に爲替相場は一志六片と爲り、爾後相次ひで引上げられるに至つたのである。然しながら此計畫は通貨の供給を增加する特殊の方策が相共に講ぜられなければ充分の效果を奏するに至らない。斯くて千九百十六年二月以來印度政府は大規模で、銀を買收することに着手し、市場に於て政府の買入を容易にするには、造幣外の目的で、私人の買入れることを禁止するのが便利であると云ふ考から千九百十七年九月以來私人の計算で、銀を輸入することを禁止した。而して千九百十八年四月北米合衆國が彼のピットマン法を制定して、銀弗貨準備金中から、三億五千萬弗の銀を他國に賣却する方針が定まると、印度政府は純銀一オンスに付き百一仙半の價格で、二億オンス以上を買入れ、是れで紙幣の兌換を維持するを得たのである。

斯の如く印度政府は一方に銀を買入れると共に、他の一方に於ては、銀貨の輸出又は鎔解に對して、之を禁遏する手段を取ることを怠らなかつた。即ち千九百十七年六月二十九日以來金銀貨を通貨以外の用途に供することを以つて、違法であるとし、又同年九月三日以來銀貨銀地金の輸出は特許に據るの外、行う可からざることゝし、額面二「ルーピー」半や、二「ルーピー」の紙幣を發行し、又白銅貨の用途を擴張して、銀貨の節約を謀り、大小種々の額面の白銅貨が發行された。而して斯く銀貨

供給高の不足して來る以上は、政府が金を吸收して、之に對する紙幣を發行することは、極めて必要の處置としなければならぬ。隨つて千九百十七年六月政府は命令を發し、印度に輸入される金地金は其輸入と共に、「ルーピー」銀貨の爲替價値を基礎として、總て政府に於て買入れることゝし、斯く買入れた金地金は紙幣準備基金に繰入れて、紙幣增發の準備に充てることゝした。從來印度で金地金を「ソヴェレイン」金貨に改鑄するには、地金を濠洲に輸送して、同地で鑄造を求めなければならず、其往復に日數を要するものであるから、之を省略する爲め、千九百十八年孟買に造幣支局を開設し、「ソヴェレイン」金貨と品位量目の同じ十五「ルーピー」金貨を「モフル」と云ふ名稱の下に、鑄造したのである。然も歐洲戰爭中歐洲交戰諸國は何れも金の輸出に制限を施し、然も此制限を戰後に及ぼし、現に合衆國の如き、千九百十九年六月九日を以つて、此制限を解除した程の次第であるから、印度が此間に於て金を吸收するに困難であつたことは、當然の數である。隨つて紙幣に對する保證準備が次第に增加し來つたことも亦已むを得ないとしなければならぬ。即ち戰爭前に於ては、紙幣準備金中有價證券を以つて、保有することを得る分は一億四千萬「ルーピー」と制限されて居つた。而して千九百十四年の委員會（チエンバーレン委員會）と稱するもの」に於ては、右の制限を二億「ルーピー」に擴張することを必要としたが、此說は其後に採用され、千九百十五年十一月以來漸次擴張され、紙幣の發行高も三倍に增加するに至つた。千九百十四年以來毎年三月末日に於ける數字は左の如くである。（單位百萬ルーピー）

	紙幣發行高	銀準備	金準備	保證準備
一九一四年	六六一、二	二〇五、三	三一五、九	一四〇、〇
一九一五年	六一六、三	三二三、四	一五二、九	一四〇、〇
一九一六年	六七七、三	二三五、七	二四一、六	二〇〇、〇
一九一七年	八六三、八	一九二、二	一八六、七	四八四、九
一九一八年	九九七、九	一〇七、九	二七五、二	六一四、八
一九一九年	一五三四、六	三七三、九	一七四、九	九八五、八
同十一月三十日	一七九六、七	四七四、四	三三七、〇	九九五、三

上表に示すやうに、歐洲開戰以來印度が充分の金を吸收することが出來ず、紙幣

に對する準備として所有する金にしても、一時非常に減少したことに就ては、英國政府幷に英蘭銀行の印度に對する不公正の處置が有力なる原因を爲して居ると云ふ說がある。委員會に於て、最も露骨に此事實を暴露したのは、孟買の印度商業會議所代表者マヌ、スペダル氏であつて、私は氏の覺書から、左の一節を引抄する。

印度の商業社會が單に感情に於てのみならず、實利害に於て、最も非なりと考へる所は印度政府の通貨幷に爲替政策に對して、英國金融上の支配の加へられる一事である。英蘭銀行が自行の準備金中からは勿論、大陸幷に南阿の倫敦に對する金輸送額中から、印度に金の供給されることに反對した事實は印度の商業社會に失望を與へ、反對を買う所以と爲つた。英蘭銀行は印度の金を英國内に保有し、單に印度に仕向けられ可きものと云ふ留保の下に、之を使用せんとしたのであつて、此點に於て、英蘭銀行は其特權を利用し、印度に於ける金鑛諸會社と契約を締結した。此事たる印度に對しては、不公正の甚だしきものであつて、若しも印度の利害のみを專一に重んずる政府があつたとしたならば、必ず之を拒否す可き筈であつた。

前年の幣制委員會に於ても、印度に金貨を流通させる問題の起つたときに、英國の利害に顧みて、之に反對する議論のあつたことは、印度の感情を傷ける一原因と爲つたが、今又同一種類の問題に接するに至つたのであつて、此種の利害關係が將來如何に發展するかは、吾人の注目す可き所である。

以上の問題は姑く之を措き、兎に角上來述べたような次第で、印度の通貨制度は金爲替本位制の下に千八百九十三年來印度に取つて、有利に運用されて居つたものと認められる。卽ち此制度の下に於て、內國の流通に適する通貨は供給され、貿易決濟の方便は備へられ、「ルーピー」銀貨と「ソヴエレイン」金貨との間に於ける價値は頗る確實であり、「ルーピー」の價値をして一志四片以下に低落させるやうな勢は全く遮斷され、輸出國として印度が有利な貿易差額を維持して行く地位に異動のない限り、何等憂慮す可きものなしと見られたのである。然しながら銀價が騰貴した場合には、印度の通貨制度は如何に變化するであらうか。銀價の騰貴は印度の幣制改革の立案される當時に於ては、全然豫想されなかつたのである。然るに今、此豫想外の事實が起つて、銀價は近年比類を見ざる高値と爲り、印度は通貨に充て

る爲めに、銀を得ることに非常の困難を感じ、紙幣の兌換も危險と爲り「ルーピー」の爲替價値も相次ひで一志四片から二志四片に引上げられるに至つた。爲替相場の確實は最も望ましき所であつて、現に千八百九十八年から、千九百十七年に至る二十年間印度の爲替相場が「ルーピー」に付き、一志四片に確定して居つたことが、經濟上に幾何の利益を齎したか、測り知る可からざる譯である。即ち爲替相場が騰貴すれば、輸入貿易は刺戟を受けるが、輸出貿易は妨害を蒙り、爲替相場が低落すれば、反對の結果を生ずる。若しも爲替相場が新なる標準の下に、維持されたならば、上記の變動の如きは、專ら一時的のものであつて、貨銀其他の費用が新なる狀況に適應するまで繼續しないかも知れぬ。然しながら時期の長短を問はず、斯る變動は資本の移動を妨げて、其れだけ印度の發達を害さゞるを得ない。殊に爲替相場が自然の狀況に支配されて、變動する場合であれば、營業者は變動の起る可き事情を豫知して、之に備へることも出來るが、政府が自然の働きに干渉を加へるときには、營業者は之を如何ともするを得ないのである。

然らば印度に於て、續次爲替相場の引上げられたことは、幣制を維持する上に於て、已むを得なかつたとして、經濟上如何なる影響を及ぼしたであらうか。印度に於ては、歐洲諸國に比較すれば、多少程度に於て低いとしても、尙ほ戰爭以來物價の騰貴する勢は甚だ强くて、爲めに社會上に種々の動搖を生ずることを免かれなかつた。然も爲替相場の引上で、此物價騰貴の勢が或る點に於て遮斷されたことは、爭う可からざる事實である。輸入品に就て、例を取つて云へば「ルーピー」の爲替價値が騰貴した以上は、輸入業者は磅貨で現はされた輸入品の代價を決濟するのに、以前よりも少量の「ルーピー」貨を以つてすれば、足りるのであるから、物價は必ず下落するし、輸出品に就て云へば、磅貨で回收される代金は爲替騰貴の場合には、少量の「ルーピー」貨で代表される譯であるから、內地の生產者なり、輸出業者の受取る代價は必ず下落せざるを得ない。故に物價の上から見れば、爲替の引上は印度に於ける物價騰貴の勢を減却し、全體に於て、有利な影響を及ぼしたものと認められる。又千八百九十三年銀貨の自由鑄造に對して、造幣局の閉鎖された一つの理由は「ルーピー」の爲替價値の引續いて下落する場合に、金貨拂の債務を決濟する困難の加重し來ることであつたが、一志四片に「ルーピー」銀貨の價値の公定されて以來印度

財政の狀況は非常に改善されたが、爲替相場の引上は更に此勢を助長すること、爲り、例へば爲替相場一志四片の際に二千二百萬磅の債務を決濟するに要する銀貨は三億三千萬「ルーピー」であるが、一志六片の時には二億九千三百萬「ルーピー」であり、一志八片の時には二億六千四百萬「ルーピー」であり、二志の時には更に二億二千萬「ルーピー」に減ずるのである。唯一方に紙幣準備金中に於ける放資で磅貨に依つて代表されて居るものや、金貨其ものを「ルーピー」銀貨に換算した場合に生ずる減價は損失として、計算しなければならないが、是れは一時的のものであつて、一方の利益は永久的のものであることを知らなければならぬ。

然しながら千八百九十三年「ルーピー」銀貨の自由鑄造の停止された際、此處置は單に金貨拂の債務を決濟する點に於て、印度に或る利益を與へる外、他に經濟上の利益を生じないと云ふ反對論のあつたと同じやうに、今度の爲替引上に就ても、印度が生產國として、其生產物を輸出する見地から考へ、以前と同額の公課を負擔しながら、產物の代價として、少量の印度通貨を受取らなければならぬ損失があり、一方に輸入品の價格は低落するとしても、其輸入品は印度人民の多數に依つて、消費されないから、必ずしも一般の利益と認められないと云ふ反對論のあることを免かれなかつた。

將來の問題

將來如何にして爲替價値の確實を謀るかと云ふ問題を解決する場合に、第一に考へなければならないことは爲替價値の標準を金地金に置くか、磅貨に置くかの一事である。戰前のように磅貨と金地金との間に、同價が維持されて居れば、兩者の間に、差別を設ける必要はないが、今日のように大なる差別があり、純金一オンスは紙幣の百八志九片內外にも相當する場合には、「ルーピー」の價値の標準を磅貨に求めるか、金地金に求めるかは、重大な相違を生ずる。從來の通り磅貨を標準に充てるのを可なりとする議論は要するに印度の貿易は磅貨を使用する國に對して、行はれる金額の多きを占める有樣であるから、磅貨を標準として、爲替の確實を謀ることは、貿易上の利益を擧げる所以であり、又帝國全體の利害から云つても、帝國內の貿易を進捗するように爲替制度を定めることを以つて有利であるとするのである。然しながら此議論に對しては種々の方面から反對の生ずることを免か

れない。千九百十九年の委員會も全體に於て、金地金を爲替相場の標準に充てることを可なりとするのであつて、其報告書には其理由として、左の數點を擧げて居る。

第一、磅貨の價値は現に下落して居り、將來引續いて下落して、種々の不便を生ずることを免かれない。若しも印度の通貨にして、磅貨と連結されたならば、此不便を頒たねばならぬ。印度が有利な貿易差額を有する輸出國である現狀から云へば、寧ろ通貨を金地金に連結させることを可なりとする。

第二、吾人は「ルーピー」銀貨をして一個の定位貨幣たらしめる標準點に於て、其價値を確定し、今後銀の金貨價値が騰貴しても之に應じて、爲替價値を引上げる必要なからしめることを希望する。然し今後磅貨が低落したならば、斯る引上を必要とするかも知れず、其必要を生じると云ふことは「ルーピー」銀貨に對して、磅價値を決定することを困難ならしめる所以であるが「ルーピー」の價値が金地金を標準として定められたならば、今後磅貨の價値下落に依つて、銀の磅價値が騰貴した所で、其騰貴は「ルーピー」銀貨の磅價値に於ける自然的騰貴に依つて、相殺されて、爲替相場の變動する一原因を除却することゝ爲る。

第三、今日「ルーピー」銀貨の有する地金價値以上の交換價値を同銀貨に持たせる爲めに、磅貨を標準として價値を定めたならば、餘程高いものでなければぬ。是れは現時の狀況に於ては、必ずしも不利益ではないが、若し將來磅貨が其價値を恢復して、金地金と同價に爲つたとしたならば、今日の狀況に基ひて「ルーピー」貨に與へられた價値は高きに失するであらう。此場合に其價値を低減するのは、專斷の處置たる嫌を免がれない。

第四、磅貨に對する「ルーピー」の割合を公定し、一方に磅貨が金地金に對して、變動するものとすれば金地金に對する「ルーピー」の割合も亦變動するであらう。而して印度に於て「ルーピー」も「ソヴエレイン」も共に無制限法貨として流通することは極めて必要であつて、若しさうでなかつたならば、兩者の無制限法貨たることを期し難い。さうすれば「ソヴエレイン」と金地金との割合は常に變動し、印度に於ては「ソヴエレイン」は其地金價値を離れて、若干數の「ルーピー」銀貨に價値を定められて、流通する定位貨幣と異ならな

い。隨つて公衆が「ソヴエレイン」を輸入することは、之を禁止し、密輸入に對しても、嚴重に取締らなければならぬ。

第五、印度の通貨制度を完成する見地から云へば、金貨幷に金地金の輸出入を自由にすることは、極めて必要であるが、此事たる、若しも「ルーピー」が金地金に對して、一定の比率を保つに至つて、始めて實行されるのである。

千九百十九年の委員會に於て、以上の所論を力說したのは、印度事務省財務次官エフ、エッチ、ルーカス氏であつて、從來の如く磅貨と「ルーピー」貨との間に於ける比率の動搖して、二三個月の內に、政府の偶發的意嚮で、何等の豫告なく、改正される非を難じ、今日まで此弊害は避け難きものであつた、然しながら是れは公開市場に起る變動と違つて、商業家自ら商業上の原則に基ひて、之を豫知することを得ないと云ふ點に於て、大なる不確實の分子の含まれる弊害の存することを認めなければならぬ」と說明した、亦以つて從來の制度に對する一般の意嚮を卜す可きである。

アリストーテリーズの貨殖論

高橋誠一郎

一

アリストーテリーズに依りて使用せられたる「自然」なる名辭の用途は洵に區々たりと雖も、而も彼れが倫理學及び政治學上に於ける斯概念の適用に關しては眞に不明瞭なるもの毫も存することなし。彼れが倫理學及び政治學上の著作中に於ける「自然」なる名辭の重要なる用法は單に二個あるのみ、第一は、彼れが人は訓練に先立ちて一定の自然的(即ち生得、遺傳の)衝動を有することを說ける場合の如く、「本原的」なる文字に代へて「自然的」なる文字を使用せるものにして、第二は理想に代へて「自然」なる文字を使用せるもの即ち是れなり。即ち彼れの言の如く、前の意味に於ては家族は「自然に」國家に先立てるものにして(Eth. Nic., VIII. xii, § 7, 後の意味に於ては國家は「自然に」家族に先立ち、家族は又た個人に先立てるものなり(Pol., I.